第17期 第25回 豊見城市農業委員会 総会

1 日　時:　　令和4年8月23日(火)　　　午後1時30分～午後1時42分

2 場　所:　　豊見城市役所 3階第1会議室

3 出席農業委員 （ 8 名）

会　　長: 1番 瀬長 澄子　　委員

職務代理: 2番 上原 啓一　　委員

委　　員:	3番	金城 敏満	委員	4番	當間 康由	委員	5番	宮里 由美子	委員
	6番	金城 朝之	委員	7番	比嘉 強	委員	8番	瀬長 輝男	委員

4 欠席農業委員 （ 0 名）

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄　　委員 ・ 大城 空　　委員

西部地区: 髙安 昌俊　　委員 ・ 比嘉 昇　　委員

5 農業委員会事務局職員

局　　長: 浜本 亨

主　　査: 上江洲 良太

6 議事録署名委員

4番 當間 康由　　委員 ・ 5番 宮里 由美子　委員

7 付議すべき案件

報告第	149 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第	150 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第	151 号	現況証明願について
報告第	152 号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第	153 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第	76 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

８．会議の内容

議長	皆さん、こんにちは。では、ただいまから第17期豊見城市農業委員会第25回総会を開会いたします。
	（午後1時30分）開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日１日限りといたします。 本日の出席委員は８名中８名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第4番委員の當間康由委員と第5番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洌主査をお願いいたします。 では、これより報告案件に入ります。初めに、報告第149号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の2ページをお開きください。 報告第149号「農地転用後利用状況の報告について」、3件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第149号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 では次に、報告第150号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の4ページをお開きください。 報告第150号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	では報告第150号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第151号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは、議案書の6ページをお開きください。 報告第151号「現況証明願について」、5件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第151号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第152号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の8ページをお開きください。 報告第152号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、3件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第152号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第153号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の10ページをお開きください。 報告第153号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、2件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第153号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 では次に、議案審議に入ります。議案第76号について審議します。事務局より現場調査と報告と併せて議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の12ページをお開きください。 議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、2件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。 整理番号1番につきまして、18ページをお開きください。申請のあった土地

は、豊見城市字与根 119 番 2。転用目的は食品製造加工施設。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 2 番につきまして 24 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 840 番 4。転用目的は分家住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
続いて現地調査の結果を報告いたします。
整理番号 1 番の申請地は与根地区の農用地区域に近接し、農地の広がりが 10 haを超える優良農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。
整理番号 2 番の申請地は翁長地区の住宅地域に近接し、農地の広がりが 10 ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。
議案第 76 号について、説明は以上です。

議長　事務局の説明が終わりました。議案第 76 号は 1 件ずつ審議します。
初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。はい、上原委員。

2 番委員　質問というか確認ですけど、不許可例外（農畜産物処理加工施設）だからオーケーということですか。例えば普通の住宅じゃないですけど、これは畜産に関係あるから許可が出るよという感じになるんですかね。

議長　では事務局、説明お願いします。

事務局　上原委員の質問にお答えします。
14 ページお願いします。航空写真なんですけれども、先ほど説明させてもらった中で農地の広がりが 10 haを超える優良農地というのは原則不許可なんですが、その中でも農業用施設として見られるもの、今回については農地法で言う農畜産物加工施設ということであるんですが、例外に認められる施設ということで、豊見城であったり近隣の地域で生産された農畜産物を加工する施設ということであれば例外的に認められるという規定がありまして、そこに該当してくるため、今回は許可相当ということで議案を上げさせていただいています。

議長

よろしいですか。ではほかに質疑ありませんでしょうか。
では以上で質疑を終わります。これより採決します。
整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

議長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号2番については、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

議長

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁重なご意見とご審議をいただきましたこと、誠にありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和4年8月23日（火）
午後1時42分終了

議事録署名委員

議長　瀬長澄子

4番委員　[illegible]

5番委員

宮里由美子